

壱岐市農業委員会定例会（令和４年２月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年２月２５日（金） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １５名
4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員

第２．議案第 ９号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第１０号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第１１号 令和３年度農用地利用集積計画の承認について
(第６回)

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和４年２月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さん、それから・ ・ 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 係長を指名致します。

それでは、日程第２の議案第９号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局

事務局より議案の説明を求めます。

はい、1 頁をお願い致します。

議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有 権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が 2 件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、2 件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間 1 5 0 日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が 5 0 アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような 4 つの内容を審議して頂くことになります。

2 番 土地の所在

勝本町本宮東触 字水畑 地目 田 面積 2 7 6 m²

同じく 地目 畑 面積 1, 3 0 2 m²

計 2 筆で 1, 5 7 8 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が 1 0, 1 3 9 m²、畑が 9 5 6 m²、計 1 1, 0 9 5 m²です。

申請理由

譲渡人 所有者が死去し、管理する者がいないため、申請地付近に居住する譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、ジャイロ、軽トラを所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は本人 3 0 年、妻 2 0 年です。通作距離は遠いもので 5 0 m 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月21日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

皆さんお早うございます。地区担当の・・・さんがお休みされてありますので、代わりに私が補足説明を致します。

事務局の説明の通り21日に・・・さんのお母さんと現地確認を致しました。

申請地は・・・さんが亡くなられて、誰も管理されてありませんでしたが、この度、・・・さんが購入されて飼料作物を作るという事でありました。

この畑や田んぼは・・・さんの家の近くでありまして、その周りは殆ど・・・さんの所有地でした。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号2番は決定致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、3番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字郷谷 ・・・・ 地目 田 面積 1, 4 6 2 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 9 4 4 m²

同じく ・・・・ 地目 田 面積 6 3 5 m²

計 田が3筆で3, 0 4 1 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が27, 0 5 8 m²です。

申請理由

譲渡人 近年、体調を崩したため耕作できないので、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は本人、妻共に15年、子10年です。

通作距離は遠いもので2. 2 Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・でございます。事務局の説明の通り21日に・・・さん立ち会いの下に現地確認を行いました。

・・・さんは、この一帯に水稻を23町程作付けされております。申請地も水稻を作付けるという事でございます。

何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号2番は決定致します。

続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字永石 ・・・・ 地目 畑 面積 2, 045 m²

転用目的 資材置場兼事業用車両の駐車場

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 既存の資材置場兼事業用車両の駐車場が手狭になってきているので、申請地を借用し現在地から移転するため。というものです。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農振白地地域で、農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

2月21日に・・・委員さんと借受人の従業員立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さん、お早うございます。・・・です。

2月21日に事務局と・・・組の担当者の方と現地確認を行いました。

申請地は、壱岐病院の裏側の寮がありますその駐車場の裏側に面しております、周りは山林、原野ばかりの場所に位置しておりますので、何ら問題はないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号1番は意見を付して進達致します。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触 字岳ノ尾 ・・・・ 地目 田 面積 433㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在、市営住宅に住んでいるが、申請地を母より譲り受けて、自宅を建築したい。ということです。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。

農用地区域除外の折（令和3年10月20日）に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当地区の・・・でございます。本案件は、去年の10月の定例会の折に申請があった分でございます。本人は今、船に乗っております、直々私の携帯に架かってきて、まだかまだかというような状況で許可待ちというような状況でございます。絶対に早く着工したらだめよという事で申しておりますが、許可を受け次第、着工したいという事でございますので、皆様のご審議よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10

号2番は意見を付して進達致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、3頁をお願いします。

3番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字筒井 ・・・・の一部 地目 田 面積1,322㎡のうち1㎡

転用目的 営農型太陽光発電施設

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 申請地に営農型の太陽光発電施設を設置し、電力販売を行いたい。というものです。権利の設定内容は、使用貸借です。

農用地区域内の農地で支柱部分の一時転用であります。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。2月21日に・・委員さんと貸付人、借受人、立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

担当の・・です。事務局の説明の通り21日に借受人立ち会いの下に現地確認を行いました。

現地は、農地のまま農業を行いながら太陽光発電で電気を供給するというものであり、壱岐では初めてという事であります。

作物は、日差しがあまり入ってこない環境でも収益を得ることが出来る櫛を作付ける計画であります。

櫛での収入は5年後を見込んであります。売電収入は、設置後から見込まれてあります。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号3番は意見を付して進達致します。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局

はい、4番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字辻 ・・・・の一部 地目 畑 面積1,740㎡のうち1㎡

転用目的 営農型太陽光発電施設

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 申請地に営農型の太陽光発電施設を設置し、電力販売を行いたい。

というものです。権利の設定内容は、賃貸借です。

農用地区域内の農地で支柱部分の一時転用であります。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。2月24日に・・・委員さんと借受人、立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。事務局の説明の通り24日に本人立ち会いの下、現地確認を行いました。

申請地は耕作されていない農地でありまして、内容につきましては、3番と同じ内容であります。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号4番は意見を付して進達致します。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。5番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字小場 ・・・・ 地目 畑 面積 170㎡

転用目的 駐車場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地を買い受けて、駐車場として整備して利用したい。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て令和3年11月19日に完了を致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。

農用地区域除外の折（令和3年8月19日）に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 何も補足説明はありません。ご覧の通りでございますので、宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号5番は意見を付して進達致します。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局

はい、6番 土地の所在

石田町印通寺浦 字大地 …… 登記地目 宅地 現況地目 畑 面積
209.50㎡

石田町池田東触 字船底 …… 登記地目 宅地 現況地目 畑 面積
39.73㎡ 計 2筆で 249.23㎡

転用目的 駐車場及び家庭菜園

譲渡人、……………

譲受人、……………

申請理由 実家に隣接する申請地を買い受けて、駐車場及び家庭菜園として利用したい。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、市街地の中にある第3種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は20頁から23頁です。2月21日に・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

只今、事務局から説明がありましたように、21日に現地確認を行いました。現地確認を行う際に・・さんに連絡した所、福岡の方に今居るという事でしたので現場確認の時には居られませんでした。

・・さんの住所は福岡になっておりますが、現在、壱岐の方にお住まいでありまして、申請地は・・さんの家が以前建っていた跡地でありまして、そこを・・さんが家庭菜園として利用されてあります。

今回、一部を駐車場として利用したいという事ありまして、周りは家ばかりですので、何ら問題はないかと思いますが、皆様のご審議よろしくお願い致します。以上です。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号6番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第11号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、24頁をお願いします。

議案第11号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、

下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は40件、借手が29人、貸手が39人です。

田が74筆で82,759㎡、畑が32筆で35,206㎡、合計が106筆で117,965㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、25頁～28頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号も決定致します。

続きまして、報告事項「農業用施設等届出申請について」事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、29頁をお願いします。

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

芦辺町諸吉東触 字丸久保・・・・の一部 地目 田 面積 324㎡のうち86㎡

転用目的 農業用施設

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に農業用施設（作業用通路）を整備して利用したいので申請します。ということです。

位置図、写真、配置図は30頁～32頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①3月の定例会の日程 令和4年3月25日（金） 9時～

②非農地通知の発送につきましては、事務処理の関係で法務局から2回に分けて発送願いたい旨の申し入れがありましたので、2月15日に郷ノ浦町と石田町を発送致しております。3月1日に勝本町と芦辺町を発送するように計画しておりますので、お知らせ致します。

③活動記録簿の提出について

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。